

国際司法裁判所が明らかにした「気候変動に関する国の責任」 — 日本の対策も見直しが必要に —

ながれ

浅岡 美恵 (あさおか みえ/弁護士、特定非営利活動法人 気候ネットワーク 代表理事)

●国際司法裁判所の歴史的意見

2025年7月23日、国際司法裁判所（ICJ）は、「気候変動に関する国家の義務」と題する、全員一致による勧告的意見（A/RES/77/276）を発表した。喫緊の世界共通の課題である気候変動に世界が対応していくための法的整理を行ったもので、歴史的と評する声が続いている。

今回の140頁に及ぶ意見は、バヌアツなど100カ国以上の共同提案による、2023年3月に国連総会で採択された質問に答えたものである。140カ国からの意見書面や弁論を経て、歴代のIPCC議長から意見を聴取したことも記されている。この壮大な取組は、気候変動の甚大な被害に見舞われている南太平洋の小島嶼国の若者たち（World's Youth for Climate Justice）が取り組み、バヌアツ政府を動かし、さらに各国を説得して、国連総会決議をもたらしたものであった。グテーレス事務総長は「若者たちの勝利」と称えた。

国連のウェブTVを通して世界が注視するなか、現所長である岩澤雄司氏は2時間に亘って読み上げ、静かに退出した。そして本意見は、世界最高の司法機関の権威ある判断として、世界に浸透していこうとしている。

●国際司法裁判所への質問とは

国連総会からICJに寄せられた質問は、
1. 国家及び現在及び将来の世代のために、人為的な温室効果ガス（GHG）排出から気候システムや環境を確実に保護するための国家の義務は何か。
2. これらの義務の下で、国家が、その行為および不作為によって気候システムおよび環境のその他の部分に重大

な損害を与えた場合、a)小島嶼開発途上国など、特に気候変動の悪影響に特に脆弱な状況にある国、b)気候変動の悪影響を受ける現在および将来世代の人々と個人に対する責任、というものである。

この質問は、温室効果ガス的人為的排出によって地球規模で地球温暖化による気候変動の被害が顕在化しているなか、過去に大量に温室効果ガスを排出し、今も排出している国々を念頭に、海面上昇で国の存亡がかかる小島嶼国や干ばつが進むアフリカの国々など、とりわけ深刻な気候変動の影響にさらされている国々が、国際法の国家の義務を問い、救済を求めようとするものである。

●勧告的意見の基本的視点

今回のICJの意見は広範で多岐にわたるため、ここでは日本にとって重要な部分に注目してみたい。

まず、本意見は、IPCCの報告書を「気候変動の現認、性質、結果に関する入手可能な最良の科学を構成するもの」と位置づけ、「地球温暖化による気候変動の影響は深刻かつ広範囲に及び、あらゆる生命体と地球の健康を脅かす、惑星の存亡にかかる緊急性のある問題」ととらえている。

その上で、気候変動はさまざまな人権の享有を著しく損なうものと認め、環境権と人権との相互関係を、クリーン（清浄、清潔とも訳されている）で健康的で持続可能な環境は多くの人権を享受するための前提条件と整理した。そして、気候系の保護のために適切な措置を講じる義務はパリ協定に参加していない国を含むすべての国の法的義務であると断

じている。根拠法として、気候変動枠組み条約やパリ協定、人権に関する条約に加えて、国際慣習法をあげ、これを重視している。

●国の義務の第1は1.5°C目標を実現するための緩和措置（排出削減）

今回の意見で最も重要なのは、パリ協定の温度目標は「1.5°C」であるとし、COP26（2021年）決定で上書きされたことを明らかにしたことは重要である。IPCCが示すとおり、世界の平均気温はその累積排出量と比例関係にあり、温度目標が定まれば、世界の排出削減の経路も自ずと定まる。各締約国のNDC（国が決定する貢献）は、1.5°C目標を実現に向けて温室効果ガス濃度の安定化という全体目標の達成を確保するものでなければならない、その策定にあたっては相当な注意（due diligence）を払う必要があるとした。さらに、「その締約国が達成できる最高水準の野心」を反映しなければならないこと、時間の経過とともにより厳しいものになる必要があること、デューデリジェンスの基準は厳しいものと繰り返し強調し、COP28の決定で、2019年比2030年までに温室効果ガスを43%、2035年までに60%削減すべきとのIPCCが示した目標が記載されたことをあげている。この視点に照らせば、日本のNDCは見直しが必要となるであろう。

●企業の義務

ICJは、こうした国の緩和義務の措置の対象に民間事業者の活動の規制、立法、行政措置などが含まれるとしたことは重要である。さらに、規制の実施を確保するための効果的な執行・監視メカニズムも必要とした。これらのなかには化石燃料の生産、化石燃料の消費、化石燃料の探査許可の付与、化石燃料補助金の提供を含むと明記し、環境影響評価も

対象となりうるとされている。

●義務違反の帰結

義務の不履行は不法行為を構成する。その帰結として、国家は不法行為を止めることはもとより、事案によっては損害賠償が認められることも示唆した。不法行為と損害との間に「十分に直接的かつ確実な因果関係」の存在が必要とはされているものの、気候変動の文脈においてはこの原則課題の適用に十分な柔軟性があるとの見解を加えている。国や企業に対する訴訟の増加を予測する声もあがっている。

勧告的意見とは、国連総会などからの質問に対して、国際司法裁判所が提出する法的解釈であり、その見解がそのまま国際的な法となるわけではない。しかし、世界で最も権威のある裁判所の見解が国際連合および付属機関の行動指針となり、各国の気候変動対策を強化し、気候訴訟の指針となっていくべきものである。そもそも、今回の意見の前に提起された国や企業の排出削減目標の引き上げを求める訴訟などで、各国の国内の最高裁判所を含む同様の判断が多く示されている。2024年5月には国際海洋法裁判所が、直前にも米州人権裁判所が勧告的意見を出していた。司法の判断はほぼ、確立していたともいえるであろう。

他方で、具体的救済を求める声が実現するには、なお、いくつかの法的課題が残されている。若者世代や未来世代への踏み込みがないとの声もある。しかし、今回のICJの意見をもって、気候変動の気候危機回避への法的道筋は定まったといえるだろう。

参照：ICJ プレスリリース

The Court gives its Advisory Opinion and responds to the questions posed by the General Assembly, 勧告的意見の暫定和訳を掲載 (<https://kikonet.org/content/38281>)